

# 三重県食の安全・安心の取組紹介実施要領

制 定 平成 28 年 3 月 1 日

一部改正 平成 31 年 2 月 4 日

一部改正 令和 4 年 2 月 2 日

## 1 趣旨

食品関連事業者等において実施されている食の安全・安心に関する取組を三重県（以下「県」という。）が運営するインターネットホームページ「三重県食の安全・安心ひろば」（以下「県ホームページ」という）で紹介し、食の安全・安心に関する意識の向上に資することを目的とする。

## 2 取組紹介の対象者

三重県内において食の安全・安心に関する取組を行う食品関連事業者及び団体等

## 3 取組紹介登録手順

- (1) 自らが実施する食の安全・安心に関する取組を県ホームページへの掲載を希望する者は、別紙様式 1（「食の安全・安心の取組紹介」登録申込書）（以下「申込書」という。）を県に提出する。
- (2) 県は、申込書の内容を確認し、必要に応じて聞き取りや資料の提出、掲載内容の変更等を依頼することがある。
- (3) 県は、申込書等の確認後、県ホームページに氏名（または事業者・団体名）、取組内容、ホームページアドレス等を掲載する。県ホームページにおいて取組が紹介される食品関連事業者、生産者、団体等のことを本要領においては「取組実施者」という。

なお、紹介する取組は、次の条件を満たすものとする。

- ① 県ホームページに掲載することによって、県民等の食の安全・安心の意識向上につながると認められる内容であること。
- ② 法令や国又は県が推進する食の安全・安心に関する施策及び公序良俗に反しない内容であること。なお、取組の掲載を希望する者が行う事業や活動に関しても法令や国又は県が推進する食の安全・安心に関する施策及び公序良俗に反していないこと。

(4) 県ホームページへの掲載期間は2019年3月1日から3年間とし、以降3年毎に3月1日を更新日とする。期間経過後も県ホームページへの掲載を希望する取組実施者は、更新日の前日までに申込書を県に再度提出するものとする。

ただし、掲載開始から更新日までが6カ月以内で、県が掲載内容に変更がないことを確認した場合は、申込書の提出を省略できるものとする。

県は、掲載期間終了時点で取組実施者から申込書が提出されない場合には、当該取組実施者の取組を県ホームページから抹消する。

(5) 取組実施者は、県ホームページに掲載されている取組内容等に変更が生じた場合は、速やかに、別紙様式2「食の安全・安心の取組紹介」内容変更依頼書(以下「変更依頼書」という。)を県に提出し、修正を依頼するものとする。県は、取組実施者から変更依頼書の提出を受け、内容を確認後、速やかに県ホームページに掲載されている取組の修正を行う。

(6) 取組紹介を県ホームページから抹消を希望する取組実施者は、別紙様式3「食の安全・安心の取組紹介」登録抹消依頼書(以下「抹消依頼書」という。)を県に提出する。県は、抹消依頼書の提出を受け付けたら、速やかに県ホームページから抹消する。

(7) 県は、県ホームページ掲載後に、3の(3)の紹介する取組の条件に反すると判断される場合には、取組紹介を抹消することがある。

#### 附則

(1) 本要領は平成28年3月1日から施行する。

(2) 本要領施行前から県ホームページに紹介されている取組の掲載期間は、本要領施行日から3年間とする。

#### 附則

本要領は平成31年2月4日から施行する。

#### 附則

本要領は令和4年2月2日から施行する。